公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第３９号
奈良県生駒市山崎町５番７―101号
債務者　辻野　　**貌**
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　容子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第４０号
奈良県生駒市山崎町５番７―101号
債務者　辻野　久榮
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　容子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第５０号
秋田県潟上市飯田川飯塚字中山76番地
債務者　菊地　　明
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西野三紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３２号
山形県東根市大字泉郷438番地
債務者　安達　　修
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　外塚　　功
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１７号
福島県伊達市保原町字柏町116番地10
債務者　山口　真人
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　靖裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第１８２号
神戸市灘区八幡町２丁目５番３号クロイツェルハウゼン101号、前住所神戸市灘区桜口町３丁目２番10―301号
債務者　とりＤＯＮと唐むすのお店がんちゃん新長田店こと　岩上　朋弘
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　吾郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１６号
兵庫県加古川市平岡町土山２番地の80　プレステージ明石西Ⅲ―407号
債務者　櫻井　美映
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大村　えみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１８号
徳島県板野郡板野町大寺字平田66番地
債務者　滝根　祐二
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊田　泰士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６５号
熊本市西区松尾１丁目14番40号　ピュアステージⅠ　202
債務者　松下由美香（旧姓甲斐）
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　達彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１０９号
兵庫県加古川市尾上町長田528番地の106
債務者　黒田　晃平
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　文造
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１１号
兵庫県たつの市揖西町土師458番地１　グレイスフルヴィラ101、従前の住所兵庫県たつの市揖西町土師４丁目141番地
債務者　丸橋　　由（旧姓中尾）
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　恵一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第１５９号
宮崎県延岡市浜町5257番地１　ルミエール浜Ⅰ　１Ｄ、前住所宮崎県宮崎市大字小松864番地３　テルガーデン小松303号
債務者　中村　真美
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　純一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第１８号
大阪府枚方市出口１丁目９番５―417号
債務者　インテリア原田こと　原田　　旭
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　隆啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９４５号
大阪府東大阪市下小阪３丁目12番８号メゾン杉205号
債務者　彩華こと　上村　幸江
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　格
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０２６号
大阪府豊中市刀根山元町12番31―105号
債務者　菅原　教子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　敏洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部